

議長（山本 陽一郎君） ただいまの出席議員は15名であります。
休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

14番、大崎潤子議員。

14番（大崎 潤子君） 今定例議会におきまして大きな1点目、総合計画について、2点目、介護保険について、3点目、税の徴収について質問をいたします。明解な答弁をお願いいたします。

まず最初に、第4次総合計画は最終年度に入り、豊かに住み、働き、楽しむことのできるまち東員を目指して、この10年間取り組まれてきました。10年を振り返りながら主要施策を見ると、小中学校の耐震補強の整備完了、保幼の一体施設の完了、小中学校のIT化の整備、ファミリーサポートセンターの活動、学童保育所の全学区での設置、障害者福祉の充実、医療費助成の拡大、ごみの減量化に向けて、フリーマーケットやストックヤード、ごみゼロプランの策定、北勢線の存続、コミュニティバス実施、地域総合型スポーツクラブの発足などの前進面を見ることができると私は考えます。

また逆に郷土資料館のあり方、ケーブルテレビの中止、高齢者の生きがい対策、健康づくりの情報提供、環境ボランティアの育成、RDFのあり方、住民意識の高揚、歩道の整備とバリアフリー化、計画的土地利用、良質な住宅供給、農業振興、インターチェンジの問題、政策形成、そしてNPOの育成や商業の振興などについては、問題点や課題が残っているのではないかと考えます。

そこで1点目、第4次総合計画における分野別の達成率はどのようでしょうか。また、一番課題として残った問題点は何でしょうか。

2点目、第4次総合計画を受け、第5次総合計画で何を一番町民に訴え、どんなまちづくりを進めていかれるのか、お尋ねをいたします。

3点目は、第5次総合計画を策定するに当たっての政策会議などの回数、内容の答弁を町長に求めたいと思います。

議長（山本 陽一郎君） 佐藤均町長。

町長（佐藤 均君） 大崎議員の総合計画についてのご質問にお答えをいたします。

現在、第5次総合計画の策定に鋭意取り組んでいるところでございますが、その準備といたしまして、第4次総合計画の点検評価を実施し、昨年7月に議員皆様にご報告させていただいたところでございます。

第4次総合計画は6章で構成されておりまして、分野別の達成率といたしましては、評価の高い順に、第3章の自然と共生したまちづくりが83.8点、第5章の地域産業を主体としたまちづくりが82.4点、第6章の信頼と責任のあるまちづくりが79.4点、第4章の快適で安全なまちづくりが78.3点、第2章の健や

かで温かなまちづくりが77.3点で、第1章の個人が尊重された協働のまちづくりが72.7点と自己評価いたしております。

一番課題として残った問題点といたしましては、「多様な主体による協働のまちづくり」ではないかと振り返っております。協働とは、厳格な定義は難しいところでございますが、町民と行政が相互の理解と信頼のもと、目的を共有し、連携・協力して地域の公共的な問題の解決を目指すことと言われております。地方分権時代の自立するまちづくりの原動力となるもので、より一層の住民力の結集が求められています。したがって、第5次総合計画におきましても、町民と行政との協働によるまちづくりをお願いさせていただいております。

次に、この間に実施した主な会議等でございますが、総合計画策定審議会を3回、町民参画の実行部隊であります「とういん未来会議」を7回、この未来会議には係長・主任級の中堅職員で構成いたしましたワーキンググループも参加させていただいております。また、役場内といたしましてはワーキンググループ会議を3回、総合計画策定課長会を4回、私が本部長を務めております部長級の総合計画策定本部会を4回開催をいたしました。

よろしくご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

議長（山本 陽一郎君） 大崎議員。

14番（大崎 潤子君） 答弁をありがとうございました。

今、町長の答弁の中で会議等の回数を報告をしていただきました。第5次総合計画はみんなが喜び、輝き、幸せを実感できるまち東員という表題のもと、進められてまいります。この第5次総合計画の検討原案が公表されまして、私たち議員も冊子をいただきました。そして10月1日までに意見を求めるとなっております。

その説明の中で、インターネットを見る方は計画の中身を知ることができますが、そのような手段のない方に対して、第5次総合計画の検討原案はどのような形で情報提供をなさるのでしょうか。より多くの住民の皆さんの意見を反映させ、先ほどから町長がおっしゃっていた協働のまちづくり、住民参画による計画を練り上げることがとても大切だというふうに考えますが、そのあたりについて、町長の答弁を求めたいと思います。

議長（山本 陽一郎君） 佐藤均町長。

町長（佐藤 均君） お答えをさせていただきます。

ただいまの質問につきましては、担当のほうから説明をさせます。

議長（山本 陽一郎君） 藤井総務部長。

総務部長（藤井 浩二君） お答えを申し上げます。

たしか6月議会でございますか、他の議員からパブリックコメント等についてのご質問もいただき、今までは役場だけにおいて閲覧をさせていただいております。

が、今は笹尾の連絡所と図書館にも原案を置かせていただきまして、パブリックコメントを募集することといたしております。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 大崎潤子議員。

14番（大崎 潤子君） パブリックコメントは笹尾連絡所と図書館に置いてあるので、それを見られた方は、どうぞご意見をくださいということかなというふうに思うんですけども、そうしますと、それを町民の方が、どうしてもこんなまちをつかってほしいとか、こんな思いがあるからどうしても見たい、そういう意欲のある方は、ひょっとしたらご覧になるかもわかりませんが、あるまちでは、できた原案を持って自治会を回ったりとか、各種団体に出向いて意見を聞かれたりとか、いろんなところに出かけて行って、こういう原案をつくりました、住民の皆さん、どうでしょうかという話し合いをなさっているところもあるんですけども、先ほど町長の説明の中にも、審議会が3回とか、公募も入れた未来会議が7回、ワーキンググループが3回とか、課長以上の政策会議とか部長以上の本部会議、こういうことをやっておりますと。それはあくまでも行政側の中で、多少の公募でいらっしゃった町民の皆さんは入ってはいらっしゃるんですけど、果たして全部の皆さんの意見を網羅するなんていうことは、とうていできないんですけど、ひょっとしたら去年の8月のアンケート調査の結果の中にでも、いろんな意見が出されていたので、それも一つのたたき台としながら、それを中心にして考えていらっしゃるのかなというふうに思いまして、出された検討原案について、笹尾連絡所に置きました、図書館に置きました、どうぞ町民の皆さん見てくださいと。では町民の皆さんに見てくださいというPRというか、こういうことを今、行政はやっていきます。どうぞ町民の皆さん、協力をお願いします。そういうことについての周知といたしましょうか、先ほどから言われている協働、住民の力をかりたい、そういう観点からどうなのか、お願いをしたいというふうに思います。

議長（山本 陽一郎君） 藤井総務部長。

総務部長（藤井 浩二君） お答えを申し上げます。

先ほど説明不足でございましたけども、パブリックコメントにつきましては、町広報でもお知らせをさせていただきますし、また、プラムチャンネルでも流させていただきます。以上でございます。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 大崎潤子議員。

14番（大崎 潤子君） これから10年、町民の皆さんが、みんなが喜び、輝き、幸せを実感するまちをつかっていくためには、本当に町民の皆さんに、今こういう計画をつくっていますとか、積極的にPRをしていただかなければならないというふうに思います。一方的にこういうものをつくりましたではいけないという

ふうと思うし、もちろん、先ほども言いましたように、町民の皆さんのまちづくりに対するアンケートは取っていらっしゃって、先ほどの町長の1位は80何点と、そういうことをお話をしていただきましたので、わかりますけれども、それはそれとして、やはり先ほど来から申しているように、町民の皆さんとみんなが喜んで、輝いて、幸せを実感できるまちづくりを掲げていらっしゃるならば、もう少しありとあらゆる角度から町民の皆さんへのPRというのが必要ではないかというふうに思います。つくったから、さあこれをやりましょうではなくて、本当に町民の思いが込められたまちづくりなら、もっともっと積極的に皆さんが参画しながら、まちづくりというのが進んでいくのではないかというふうに思います。

これからはもっと高齢化社会になっていきますし、それぞれの皆さんとの心の通い合いというのが今以上になってはいけないけれども、疎遠になるような思いもありますので、もっといろんな角度から皆さんのお声を拾っていただきたいというふうに思います。

そういう声の中に、町民の各年代別の意見というのがどういう形で取られたのか、特にこれから将来を担う中学生などの若い世代の皆さんの声というのも、この計画の中に網羅と申しますか、載せられておりますでしょうか。そのあたりについて、お願いをいたします。

議長（山本 陽一郎君） 藤井総務部長。

総務部長（藤井 浩二君） お答えを申し上げます。

まず、町民全体的な意見の吸い上げというご意見を賜りました。議員もご存じのとおり、策定審議会には当町を代表する自治会、消防、ボランティア、社協、身体障がい者、老人クラブ、シルバー人材センター、クリーン作戦等々、町を代表していただく協議会の、まずトップの方にお入りをいただきまして、その策定審議会を制定させていただいております。その中からたくさんのメンバーを出していただきまして、ワークショップの立ち上げをいたしております。

申すならば、社会福祉協議会では職員の方、身体障がい者福祉会では障がい者の方、シルバー人材センターでは、シルバー人材センターにお働きの方、それとまた、公募からは9名の方に入らせていただきまして、約40名近い方でワークショップを立ち上げていただきまして、いろんな討議をさせていただきました。

若いところのアンケート、中学校と申されますと、なかなか難しいところがございますけれども、町内でアンケートをさせていただいて、いろんな意見を吸い上げさせていただいて、その場で討議をいただいたところがございます。

また、一昨年が小学校区、昨年は中学生を対象とした子ども議会を開催させていただきまして、夢のある意見もこの場で発表いただき、それとまた、今日もロビーで展示をさせていただいておりますが、夢のある総合計画の策定にお力をかしていただきたいと小学校のほうにお願いを申し上げましたところ、総合計画に掲載をす

る絵画も出していただきまして、いろんな多方面からのご意見をいただいて、今の総合計画の基本計画の原案はあるというふうに、ご理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 大崎潤子議員。

14番（大崎 潤子君） 今、部長の答弁の中で、多方面からのいろいろな形で声を吸い上げてきたということをおっしゃっておいりましたので、そんなのが網羅されながら、基本計画というのが完成をしていくのかなという思いと、そしてやはり私、共産党議員団としても、きちっと総合計画を検討原案を読み合わせまして、10月1日までには意見を出して提出をしたいというふうに考えておりますし、多くの町民の皆さんが、いろんな形で会議に参加なされた皆さん、それ以外の皆さん方も、何かの方法で第5次総合計画の原案を見ていただくようなPRの仕方というのを、やはり考えていただきたいというふうに思います。

プラムチャンネル、今こうしてしゃべってますので、それは流れていくかもわかりませんが、ああそうか、今、町はこれが大きな問題になっていて、こういうことを今やっているのかと、自分は意見を出すことができなくても、そういうことが今進行しているかということが、やはり町民の皆さんの中にわかっていただくということも、大変必要なことではないかなというふうに考えておりますので、総合計画については、よりよいものをつくっていただかなければならないけれど、その中にもいろんな思いの町民の皆さんの声を反映していただきたいし、町民の皆さんからの意見がたくさん出ることを切に願って、次の質問にまいりたいというふうに思います。

2点目は介護保険について。

2000年に介護保険が創設をされました。日本の社会経済の構造改革が加速をされ、社会保障、福祉の全面見直しが進められ、命と健康にかかわる社会サービスを市場にゆだねる、その先がけが介護保険制度でございます。

介護保険は保険原理による多様な給付制限、申請に基づく給付、新たな保険財源による国民負担、65歳以上すべての方から介護保険料の徴収、要介護認定と1割の自費の負担などでスタートし、10年目に入りました。3年ごとに改定があり、2003年は保険料が改定、介護サービスなどの報酬体系の変更があり、介護施設での報酬引き下げがありました。

2006年は本格的な改編でした。予防重視型システムへの転換、新予防給付、地域支援事業、居住費や食費の自己負担の発生、新たなサービス体系で地域密着型サービス、地域包括支援センター、医療と介護の連帯の強化がなされました。

2009年は、介護報酬の引き上げ3%が行われました。

この間、保険料も3年ごとに改定をされています。介護保険スタート時は2,471円、2期目は2,495円、3期目は3,566円、4期目は4,041円、これは基準額でございます。このように10年間で約1.7倍、保険料も引き上げられました。

また、要介護認定の見直しやサービス制度や新予防給付に基づく給付制限など、介護保険制度理念の高齢者の自立に反するものです。この10年間、東員町における問題点や改善点、また利用者の必要と乖離をした認定の仕組みや給付制限の問題も含めて、お尋ねをしたいと思います。

2点目は、2011年度は第5期介護保険事業の策定の時期です。そのための準備がこの秋から開始されると思います。今議会の補正予算には58万円が計上されております。その策定に向けての取り組み、調査内容など、お尋ねをいたします。

3点目は2006年の改定で、地域包括支援センターが新設をされました。この地域包括支援センターは地域のネットワークの構築、地域の高齢者の状況の実態把握がうたわれています。

昨今、新聞等で不明者の実態調査が各自治体で始まっています。ひとりぼっちの高齢者、孤立をした高齢者世帯に光を当て、地域の協働で生活問題に取り組むことが大きな課題だと考えています。東員町として把握している高齢者の状況はどのようでしょうか。先ほど来より同僚議員からも質問がございますので、重複するところは割愛されても結構かと思えます。

4点目は介護保険料の徴収状況です。

先ほど申しましたように、2000年に基準額、2,471円でスタートをいたしました。しかも、この介護保険料は年金からの天引きですので、未納を心配しなくてもよいからです。普通徴収においては、2009年度で24.5%の収納率となっておりますが、今年度の収納状況について、生活福祉部長の答弁を求めたいと思います。

議長（山本 陽一郎君） 岩田利弘生活福祉部長。

生活福祉部長（岩田 利弘君） 大崎議員からの介護保険についてのご質問に、お答え申し上げます。

まず、第1点目の「介護保険導入から10年、東員町における問題点や改善点」については、介護保険がスタートした平成12年度では、65歳以上の第1号被保険者数が3,253名、要介護認定者数282名で、介護認定率は8.7%。介護保険サービスの利用に伴う介護保険給付費は、3億8,091万5,000円となりました。

平成21年度の決算では、第1号被保険者数4,968名、要介護認定者数670名、介護認定率が13.5%となり、介護保険給付費が9億8,296万4,000円となっております。

10年が経過し、第1号被保険者数が1.53倍、要介護認定者数が2.38倍、介護給付費にあっては2.58倍と、年々増加してまいりました。今後迎える超高齢社会を見据えると、年々増加の一途をたどる介護給付費がさらに増加することに伴い、65歳以上の方がご負担していただく介護保険料も同様に連動し、増加していくことが懸念されます。

このような状況の中、高齢者が介護を必要とせず、いつまでも健康で安心して暮らすことができるよう取り組みを行っているところでございますが、さらに介護予防事業の充実を図るとともに、地域包括支援センターの機能を強化してまいります。

また、今後は多くの定年退職を迎える団塊世代の高齢者が急増することから、地域に戻り、活躍できる「生きがいの場」、「地域住民による支え合いの仕組み」に取り組むことが必要であると考えます。

続きまして第2点目の「第5期事業計画策定に向けての取り組み」につきましては、平成24年度から平成26年度までの3カ年の第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画については、平成23年度において、高齢者実態把握調査として、65歳以上の高齢者を対象としたアンケートを実施し、高齢者施策検討委員会において計画を策定してまいります。

本年度におきましては、本定例会の補正予算に計上いたしております、高齢者実態把握調査のプレ調査として「日常生活圏域ニーズ調査」を実施し、地域ごとの高齢者の課題を分析し、来年度の高齢者実態把握調査、さらには計画策定に向けた取り組みを行ってまいります。

続きまして第3点目の「東員町として把握している高齢者の状況」につきましては、先ほどからほかの議員から同様のご質問をいただき、ご答弁させていただきましたが、本町における75歳以上の住民基本台帳登録者は、8月1日現在、2,113名となっております。満90歳以上の高齢者は199名で、188名については、後期高齢者医療または介護保険の給付により確認を行い、残りの11名につきましては、職員の訪問調査等により全員の安否の確認を行いました。

現在さらに年齢を75歳まで引き下げ、新たに1,914名の高齢者についても、同様の方法により1,849名を確認し、残りの65名について、訪問調査等を引き続き行っております。

続きまして第4点目の「利用者の必要と乖離した認定の仕組み、給付制限などの問題」につきましては、要介護認定等の方法は、平成21年4月に変更されました。しかしながら従前の方法による要介護等状態区分と異なる可能性があることから、方法について検証するため、平成21年4月から9月までの期間について、更新申請対象者は、認定の結果、従前の認定結果を選択することができる経過措置が設けられました。

また、平成21年10月以降は、改めて要介護認定等の方法が見直され、基準の改正が行われました。

本町におきましては、平成21年4月から9月までの新規申請対象者に対し、個々に電話連絡し、現在の生活状況の確認と、必要があれば変更申請についての周知を行いました。

平成21年9月以降、介護認定の影響による、介護サービス給付の制限的な問題はないと考えておりますが、介護保険サービスの利用につきましては、ケアマネジャーが利用者の日常生活状況、家族の状況などを把握し、利用者の希望を勘案し、利用サービス等の計画を作成することから、今後もケアマネジャーの研修を充実するとともに、地域包括支援センターの主任ケアマネジャーを中心に、サービス利用に関する相談体制の充実を図り、対応してまいりたいと思います。

最後に「保険料の徴収状況」につきましては、平成21年度において、年金から天引きさせていただく特別徴収につきましては、2億3,019万94円の調定額に対しまして、同額の収納額で100%の収納率となっております。

また、特別徴収以外の自主納付の方などの普通徴収につきましては、調定額2,556万1,623円に対しまして、収納額2,377万1,356円で、収納率93.0%でございます。

滞納繰越分につきましては、調定額509万5,476円に対しまして、収納額124万7,979円で収納率24.5%となり、平成21年度分トータルの収納率は97.8%となり、昨年度と比較し、0.3ポイントの増となっております。

引き続き適切な保険料の徴収に努めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（山本 陽一郎君） 大崎議員。

14番（大崎 潤子君） 答弁ありがとうございました。

この10年間を見ましても、先ほどの部長答弁の中にありましたように、給付費でも2.58倍と、大きくふくれ上がっていることはよくわかります。これから超高齢化社会になれば、このあたりがもっと増えるのか、あるいは予防給付をしっかりとしていけば、ある程度抑えることができるのかなと思いつつ、部長の答弁を聞いておりました。

日本共産党は介護保険制度見直しに向けたアンケート調査を各介護事業所や地方自治体、利用者家族などの一般の方々の協力をいただいて、2010年4月15日から5月20日の間におきまして実施をいたしました。寄せられた中で、保険料や利用料負担の軽減、その中で自治体から国への要望といたしまして、保険料や利用料負担の軽減、要介護認定の見直し、在宅サービス、施設整備の拡充、介護職員の待遇改善、国庫負担の増額など、そういう声がたくさん寄せられておりました。何

よりも、重い負担を理由にサービスの利用を抑制している人が、このアンケートの中で約7割を超すというアンケート結果も出ておりました。

東員町として、国への介護保険制度に対する要望はどのような形で行ってみえるのでしょうか。10年を振り返って、本当にこのままの介護保険制度でよいのかどうか、部長の答弁を求めたいと思います。

議長（山本 陽一郎君） 岩田生活福祉部長。

生活福祉部長（岩田 利弘君） 介護保険制度につきましては、町民の皆様ができるだけ使いやすい制度になるように、国のほうへもまた要望したいと考えております。

議長（山本 陽一郎君） 大崎議員。

14番（大崎 潤子君） 声を届けたいということでしたので、ぜひ国へ要望をしていただきたいというふうに思います。介護保険制度ですが、高齢化が進行し、ひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯などが大変増加をして、家族の介護力が大きく低下をしているのではないかと思います。それにもかかわらず、自立・自助を強要し、軽度者から介護を取り上げをする、無視した誤った政策があるのではないかとこのように考えます。

二、三、介護保険制度から外れる方が大変多いのかなというふうに思います。それで私が本当に気になるお話を聞いたり、相談に乗ったことがございましたので、また皆さんに報告しながら考えていただければというふうに思います。

80代のご夫婦で、ご主人は介護保険の認定を受けていらっしゃいますが、サービスは利用されておられません。奥さんも病気持ちで、家事援助とか買い物など、少しの時間でもヘルパーさんが来てくれないのかしらというお話を聞きました。この方は同居の方がみえます。やはりもっと年寄りの方に寄り添った、その人の様子での介護というのが必要ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

そして2点目は、この方はケアマネージャーに来てもらい、いろいろお話をし、その制度について聞かせてもらったけれども、利用することができないと言われました。本人は病気のように、気分の悪い中、ご主人の夕食のために買い物に出かけていかなければならないということで、涙声で言われておりました。本当に支援する手だてはないのでしょうか。

あるいは病院への送り迎えなど、知人に頼み、お礼を出してみえる方、その負担も大変になった。何かよい方法はないものかと相談を受けましたので、先ほど来出ておりました地域おたすけネット、この代表者に連絡を取りまして、紹介をさせていただいたわけでございます。高齢者の皆さんは、いろいろな悩みや思い、近所の方はもちろん、民生委員をはじめ、そして町で責任を持ってやる地域包括支援センターの果たす役割というのはすごく大きいように思います。

私どもが要望書を出したときに、お困り事があれば電話をしてください、あるいは窓口に来ていただければ対応しますということをおっしゃっていましたが、本当にこれでよいのでしょうか。先ほど来お話しているように、もっと高齢者の状況を把握する方法というはないのでしょうか。ですから地域包括支援センターの果たす役割、この辺について、再度部長の答弁を求めたいし、地域包括支援センターのスタッフはどのような形で活動していらっしゃるのか、お願いをしたいというふうに思います。

議長（山本 陽一郎君） 岩田生活福祉部長。

生活福祉部長（岩田 利弘君） 介護保険サービスの利用につきましては、現在ケアマネージャーが利用者の生活状況とか家族の状況等を把握し、サービスの計画を行ってございますので、その基準に入らない場合は、どうしてもいた仕方がないのかなとは思いますが。

それ以外の場合につきましては、先ほど大崎議員が申されたように、NPO法人のボランティアのおたすけネットとか、そういうものを利用していただくしかないかなとは考えております。

包括支援センターの活動状況については、担当の課長のほうから説明をさせます。

議長（山本 陽一郎君） 松下長寿福祉課長。

長寿福祉課長（松下 文丈君） お答えさせていただきます。

地域包括センターの役割という中で、スタッフの状況といたしましては、主任ケアマネージャー、保健師、社会福祉士の3名で現在行っております。

また、昨年度より認知症連携担当者という方を派遣していただきまして、その方につきましても、いろいろの相談に乗っていただいております。本来、介護になるおそれのある方の介護予防が一番重視される部分でもございますので、その辺につきましては各民生委員からのご相談、また自治会長からのご相談、いろいろな方からのご相談に応じまして、それぞれ対応させていただいておるというふうになっておりますので、よろしく願いいたします。

議長（山本 陽一郎君） 大崎議員。

14番（大崎 潤子君） 先ほど部長から、介護保険制度から漏れたら仕方がないのかなというふうなことをおっしゃったような気がいたしますけれど、介護保険制度からは外れるかもわかりませんが、東員町の全体としての皆さんをどのようにして救うというか、話があったときに対応していただくのかなということが、とても大切ではないかというふうに思います。

そして、地域おたすけネットを活用してくださいということをおっしゃるんですけども、地域おたすけネットを活用していただきたければ、その内容をもっとPRをしていただかなければならないし、行政も何かの方法でバックアップをする。確かに窓口には地域おたすけネットというパンフレットは置いてございます。だけ

ど、そこにいけばあるかもわかりません。これが連絡所とか、あるいはふれあいセンター、こちらの健康福祉センターのほうに置いてあるかどうかは、私はわかりませんが、そのあたりも答弁をしてください。

せっかく皆さんが介護保険料という保険料を年金から天引きをされているわけなんです。もちろん、お互いさま、なったときにはそれを利用したり、活用をするということもありますけれども、利用したならば、1割という利用料も払わなければならないということもあるわけなんです。ですからそういう部分については、もう少しいろんな角度から研究をしていただきたいし、現に困っているお年寄りの方がいらっしゃるといことも現実にございます。制度の網の目からこぼれ落ち、地域の中で孤立をして暮らしている高齢者の皆さんが増えては困るわけですね。ですから、そういう意味で地域包括支援センター、もっともっとPRをしてもらわなければならないし、果たす役割というのを、いろんな角度から考えていただかなければならないというふうに思います。

先ほど4名のスタッフということで、平成21年度は620人の方で1,353件の相談実績といいたいまいしょうか、平均しますと月に50人、1日平均1.6~1.7の方が相談にいらっしゃったのか、電話相談か、とにかくAさんが役場にいらっしゃったり、近所の方が、先ほどおっしゃったように、民生委員や自治会長からこういう相談があったのか、この辺の実績といいたいまいしょうか、内容について、お願いをしたいというふうに思います。

議長（山本 陽一郎君） 松下長寿福祉課長。

長寿福祉課長（松下 文丈君） お答えさせていただきます。

包括支援センターの相談業務の中で、介護の認定に関する相談とか、それぞれ個人の生活に関する相談とか、いろいろ承っております。件数につきましては、先ほど議員がおっしゃられたとおりでございますが、それぞれの個人対応といいたいまいすが、1件が1回で終わるといことでもないし、何回もご相談にみえる方もおられますし、内容的には生活相談等もございまいすが、基本的な部分としましては、介護保険の制度についてのご紹介がほとんどかというふうに思っております。

よろしくお願いいたします。

議長（山本 陽一郎君） 岩田生活福祉部長。

生活福祉部長（岩田 利弘君） NPO法人のおたすけネットのちらしの配布場所でございますけども、現在は役場と笹尾の連絡所、ふれあいセンターのほうに置いてございます。

議長（山本 陽一郎君） 大崎潤子議員。

14番（大崎 潤子君） 地域おたすけネットの配布場所は役場、笹尾連絡所ということですが、ぜひPRをしていただいて、お互いにそれを活用する、利用するというような方法を取っていただきたいし、行政も全面的な支援をしてい

ただきたいということを強く要望したいというふうに思います。

もう1点は、今、課長が答弁なさったんですけれど、相談件数の中で解決した問題というのは何件かございますでしょうか。例えば相談をすることによって施設に入れたとか、あるいは介護保険を利用することができた、そういうような形で、相談をした結果というのはどういうふうでしょうか。それをお願いいたします。

議長（山本 陽一郎君） 松下長寿福祉課長。

長寿福祉課長（松下 文丈君） 相談内容につきまして、それぞれいろいろのケースもございますが、大半が解決させていただいておるといふふうに感じております。

議長（山本 陽一郎君） 大崎議員。

14番（大崎 潤子君） 大半が解決をしているということですので、それならそれでいいことかなというふうに思いますけれども、介護保険を使うことのできない方もたくさんいらっしゃるし、介護予防について、もっともっと力を入れていただきたいというふうに思います。

地方自治法第1条の2は、地方公共団体の基本を住民の福祉の増進を図ると定め、住民の生活を支え、健康を守るための仕事は、本来自治体の大きな仕事でございます。どうぞそういう観点からきちっとしていただきたいし、後期高齢者の生活と尊厳を守ることを第一とした介護保険制度の抜本見直しというのを、きちっと要求をしていただきたいというふうに思います。

時間がありませんので、もう1点、城山に高齢者専用賃貸住宅というのができましたが、この状況だけ答弁を求めたいというふうに思います。

議長（山本 陽一郎君） 松下長寿福祉課長。

長寿福祉課長（松下 文丈君） 本年度4月からオープンされました高齢者賃貸住宅でございますけれども、入居者につきましては、現在のところ3名ほどというふうに聞いております。まだ始まったばかりで、新たな入居者の方は、募集はしてみえますけれども、少ないというふうに聞いております。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 大崎議員。

14番（大崎 潤子君） 3点目は税の徴収について。

先ほど藤田議員も一般質問をなさいましたので、重複する点があるかと思いますが、それはお許しをいただきたいと思います。

最後の質問は、増え続ける個人住民税、市町民税、県民税の滞納を減らそうと、県は今年度から市町と連携し、徴収に当たる個人住民税特別滞納整理班を設置をいたしまして、東員町からも1名、職員が県に出向いたしております。

新聞報道によれば、滞納1億3,700万円徴収、整理班に効果、などと報道されています。その状況と、なぜ参加をなさったのか。そしてまた、三重地方税回収

機構との関連はどのようでしょうか。町税の徴収は東員町の仕事です。町民に責任を負う税務行政が求められると思いますが、いかがでしょうか。

総務部長の答弁を求めたいと思います。

議長（山本 陽一郎君） 藤井浩二総務部長。

総務部長（藤井 浩二君） 大崎議員の「税の徴収について」のご質問にお答え申し上げます。

個人の県民税の賦課徴収は、地方税法第41条により、市町村が個人の市町村民税の賦課徴収とあわせて行うものとなっておりますが、滞納となっている個人県民税については、地方税法第48条により、県が市町から引き継いで徴収及び滞納処分を行うことができることとなっております。

これまで個人県民税の滞納対策は、県が「県税滞納整理併任職員」を各市町に配置するなどして取り組んでまいりましたが、平成19年度の税制改正による所得税から住民税への税源移譲の影響などもあり、近年では個人住民税の滞納額が増加し、さらなる対策が必要となってまいりました。

今回設置された「特別滞納整理班」は、地方税法第48条による徴取引継制度を利用し、市町が持つ個人住民税の滞納案件を県が処理するものですが、これまでと異なり、滞納案件の受け入れとともに市町の職員も受け入れ、滞納整理を行うものでございます。

「特別滞納整理班」の状況や内容につきましては、先ほど藤田議員にお答えをさせていただきましておりでございますが、三重地方税管理回収機構との関連につきましては、「管理回収機構」は個人住民税に限らず、すべての地方税の高額滞納、難件案件を対象とし、移管件数も限られ、各市町から移管されました滞納案件を派遣職員が分担し、徴収を行いますが、「特別滞納整理班」は、個人住民税の滞納額のうち早期滞納案件を対象といたしており、東員町が持ち込んだ滞納案件は、東員町の職員が滞納処分を行うため、他の市町の滞納案件は取り扱わないこととなっております。

町税の公平で適正な徴収につきましては、町の財政運営におきましても重要であると認識をいたしており、今回の制度により「特別滞納整理班」に職員を派遣することは、職員の徴収に対する知識の向上やスキルアップが図られ、さらに徴収率の向上にもつながることから、非常に効果的で有効な制度と考えております。

よろしくご理解賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山本 陽一郎君） 大崎議員。

14番（大崎 潤子君） 答弁ありがとうございました。

9割の方がきちんと納入をしていらっしゃる事実はあるわけですので、あと残りの方の滞納について、制度を利用しながら滞納整理をしていきたいということは、よくわかります。昨年からの徴収係も置いていただいて、徴収率は、少しずつ

ではありますけど上がっているということも、評価はしたいというふうに思います。

その中で財産の差し押さえの状況というのが、平成20年度よりも45件増えております。昨年8月に菰野町で、役場税務課前で抗議の焼身自殺未遂事件というのが新聞で報道されまして、皆さんもご存じだというふうに思いますけれども、滞納による財産差し押さえに当たっては、一方的な差し押さえであってはだめだというふうに思いますけれど、どのような経過で差し押さえが行われるのか、本人との接触を含めた面談方法などもやっていたらいいのでしょうか。菰野町では、この6月に滞納整理班事務指針というのを策定をいたしました。生活実態を把握し、預金に振り込まれた給与等は差し押さえ禁止債権に改善をされましたが、東員町としてのこのような指針をつくられる計画があるのかどうなのか、総務部長に答弁をお願いしたいと思います。

議長（山本 陽一郎君） 藤井総務部長。

総務部長（藤井 浩二君） お答えを申し上げます。

私ども、財産の差し押さえにつきましては、議員もご存じのとおり、当然ながら生活実態調査及びその個人にかかわります財産調査を徹底的に行いまして、ご本人の納税能力があるか否かというのも判断をいたしまして検討を行い、本人との面談を繰り返し、約1年半ほどは、ご本人となるべく面談を持ちながら、納税のことをご理解いただく努力をいたしておりますが、それでもご理解いただけない場合には財産等の差し押さえを行っております。

今ご案内のありました菰野の事務取り扱い要綱につきましては、手元に取り寄せて持っておりますが、私どもが参考にできるものがあれば参考にさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 大崎議員。

14番（大崎 潤子君） 差し押さえについては、生活実態調査を含め、1年から1年半ぐらいかかって、それで最終的に折り合いがつかなければ財産の差し押さえをするということを、今、部長がおっしゃいましたので、きちっとそのあたりを見きわめていただいて、それぞれの生存権というのがございますので、こういう悲しい事件を絶対起こしてはいけないというふうに思いますので、そのあたりだけ、私たちもそうですけれど、肝に銘じていただきたいし、本当に払わなければいけないのは、義務という大きなものがあるんですけど、その義務を小さい時からきちっと勉強していくということで、去年は稲部小学校で勉強会もやられていると思いますので、先般、課長にもお願いをいたしましたので、そういうのが小中学校の中で、どこかわずかな時間でも勉強をし、そういう意味を、小さいときからでも頭の隅っこに置いていただけるような指導もしていただきたいというふうに思います。生存権の問題もございますので、くれぐれも気をつけていただいて、よりよい

徴収率を高めさせていただくための努力をお願いをいたしまして、終わりいたします。